

令和7・8・9年度

一般(指名)競争入札参加資格審査申請要領

宗 像 市

【ご注意】宗像市では平成28年度から「競争入札参加資格申請受付システム」を導入しています。手続きは、事前にインターネットによる申請（以下、「電子申請」という）を行った後、必要書類を郵送してください。

申請にあたっては、この資料の内容を十分確認してください。

※「競争入札参加資格申請受付システム」の稼働時間

令和7年6月2日（月）～ 令和7年6月30日（月）

平日のみ8時30分から21時まで

○ 書類の提出期間について

令和7年6月2日（月）～ 令和7年6月30日（月）【当日消印有効】

注1：書類は郵送による提出とします。（窓口での提出不可）

窓口での受付審査は行いません。

注2：郵送による提出を基本としますが、以下のいずれにも該当する者に限り次の日時で電子申請及び書類の提出も可能です。

1 宗像市内の事業所を契約先とする事業者（市内の事業者）

2 電子申請を行える環境がない事業者

日時：令和7年7月7日（月）午後1時～午後5時

令和7年7月8日（火）午前9時～正午

場所：宗像市役所本館201会議室

※事前予約が必要です。

※6月30日（月）午後4時までに問い合わせ先へ電話でご予約ください。

○ 郵送先

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号 宗像市役所 契約検査課

※封筒の表面に「資格審査資料在中・コンサル受付番号〇番」と明記してください。

※変更届等、他の書類を同封しないでください。

※書類に不足がある場合は、申請を受け付けることができません。

○ 資格有効期間

令和7年9月1日～令和10年8月31日（3年間）

○ 審査結果の通知

審査結果は、9月初旬に宗像市ホームページで公表します。

※審査結果の個別の通知は行いません。

※入札参加資格者として認定しない場合は、別途郵送にて通知いたします。

○ その他

- 1 「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」「物品・役務等」の登録区分ごとに申請することができます。
- 2 「測量・建設コンサルタント等」の登録において、登録できる業種は1業種のみです。

■問い合わせ先

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号
宗像市役所 経営企画部 契約検査課
Tel 0940-36-1161 (直通)

■受付時間：9:00～16:00 (平日のみ)

注意事項

- 登録後は、登録業種及び契約先事業所の変更は認めません。登録の際によく確認のうえ申請してください。
- 令和7年9月初旬に審査結果（登録業者リスト）を宗像市ホームページで公表します。登録内容に誤りが無いか、必ず確認してください。

令和7・8・9年度宗像市一般(指名)競争入札参加資格審査申請書類一覧表

番号	申請書類		要否		備考	詳細	
			法人	個人			
1	電子申請手続後に送信される「【宗像市申請受付システム】申請完了通知」のメールの写し		◎		写し	P4・Ⅲ・1	
2	印鑑証明書（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）		◎		写し	P4・Ⅲ・2	
3	営業に関し、法律上必要とする登録証、通知書の写し、あるいは証明書（証明書の場合、申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）		○		写し	P4・Ⅲ・3	
4	現況報告書（国土交通省地方整備局の受付印があるもの） 対象業種：建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント		○		写し	P4・Ⅲ・4	
5	登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書可。申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）		◎	×	写し	P4・Ⅲ・5	
	身元（身分）証明書（申請日前3か月以内に本籍地の市町村で発行されたものに限る。免許証等不可）		×	◎			
6	使用印鑑届		◎		様式2	P5・Ⅲ・6	
7	技術者経歴書（国等で使用する様式等でも可）		電子申請で添付			P5・Ⅲ・7	
8	財務諸表（貸借対照表、損益計算書） 登録業種が建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの場合は不要		○	×	写し	P5・Ⅲ・8	
	令和6年分所得税青色申告決算書又は収支内訳書 登録業種が建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの場合は不要		×	○			
9	滞納（未納）税額のないことの証明書等 （申請日前3か月以内に発行されたもの）	(1) 国税 ・納税証明書	法人は「納税証明書その3の3」 個人は「納税証明書その3の2」		◎	写し	P5・Ⅲ・9 及び P11・別表2
		(2) 市町村税 ・滞納（未納）税額のないことの証明書等	契約先となる事業所所在地における本社名義の市町村税（個人経営の場合は代表者個人の市町村税）		◎ 【注】 （次項参照）		
		(3) 代表者個人の市町村税 ・滞納（未納）税額がないことの証明書等	委任する場合は受任者個人の市町村税		△ 【注】 （次項参照）		
10	委任状（委任期間：令和7年9月1日～令和10年8月31日）		△		様式4	P6・Ⅲ・10	
11	誓約書		◎		様式5	P6・Ⅲ・11	
ファイルにとじこまない	12	役員等名簿提出要否に係る調書		◎		様式6	P6・Ⅲ・12
	13	測量等実績調書（国等で使用する様式等でも可）		電子申請で添付			P6・Ⅲ・13
	14	宗像市内事業所調書		△		様式9	P6・Ⅲ・14
	15	「宗像市入札参加資格審査」申請書類チェックリスト兼不備書類連絡票（測量・建設コンサルタント等）		◎			P6・Ⅲ・15

令和7・8・9年度 宗像市一般(指名)競争入札参加資格審査申請 書類一覧表(P1)についての補足説明

- 「測量・建設コンサルタント等」の申請には「様式 1-1」、「様式 1-2」、「様式 3」、「様式 7」、「様式 8」はありません。
- 様式の規格は原則 A4 サイズとする。原本が A4 より小さければ拡大せずに A4 サイズ用紙に写しをとり、大きければそのまま写しをとり、折り込んでとじること。
- 「要否」欄について
 - ◎ : 必ず提出
 - : 対象業種は必ず提出
 - × : 提出不要
 - △ : 「9 滞納(未納)税額のないことの証明書等」については、以下の【注】を参照すること。
 - 「10 委任状」は、契約先を支店等に委任する場合に提出すること。
 - 「14 宗像市内事業所調書」は、宗像市内の事業所を契約先とする場合のみ提出すること。
- 様式 2 から様式 9 までは、必ず指定の様式を使用すること。また、両面印刷は不可とする。
- ファイルにとじ込まない書類は、縦様式は左側に、横様式は上側に 2 箇所穿孔(ファイルにとじ込むため)をしておくこと。

【注】

- 「9(3)代表者個人の市町村税」は、宗像市内の事業所を契約先とする場合のみ提出。
ただし、宗像市内事業所を契約先とする個人事業者で、宗像市居住者の場合は、「9(2)市町村税」において滞納がないことの証明書等を提出するので不要。
- 宗像市において証明を取得する際は、参考様式に示す「納税証明書交付申請書」の様式により証明を取得し添付すること。
- 9(2)、(3)について、東京都特別区の場合は都税の証明書を添付のこと。

令和7・8・9年度宗像市一般(指名)競争入札参加資格審査申請について

令和7・8・9年度の宗像市一般(指名)競争入札参加資格審査申請を以下の要領により受け付けますので、入札、見積(随意契約)に参加を希望する方は提出してください。

I 有効期間

入札参加資格審査の結果、有資格者業者として認定された者に、令和7年9月1日から令和10年8月31日までの間の入札、見積(随意契約)について参加資格を付与します。

※資格の付与であり、業務の発注を約束するものではありません。

II 申請要領

1 申請できる者は、次に掲げる要件に該当しない者に限ります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始がなされている者、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(裁判所による更生計画の認可の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(裁判所による再生計画の認可の決定を受けた者を除く。)
- (3) 資格審査申請書等の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (4) 営業に関し、法律上必要とする資格等を有していない者
- (5) 国税及び地方税を滞納している者
- (6) 宗像市内の事業所を契約先とする場合、代表者個人(契約締結の権限を委任する場合は、その受任者)が住所地の市町村税を滞納している者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(7)に該当する者
- (9) 法人であって、その役員のうち(7)(8)のいずれかに該当する者がある者
- (10) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- (11) 宗像市小規模契約事業者登録に登録している者

2 申請業種

別表1「登録業種別分類表(測量・建設コンサルタント等)」の申請区分によります。

※登録できる業種は、1業種のみです。希望業種に属する細目は複数選択することができます。

※有資格業者認定後は、登録業種及び契約先事業所の変更は認めません。

3 申請書類

「宗像市一般(指名)競争入札参加資格審査申請書類一覧表(P1~2)」によります。

4 受付期間等

必ず、事前に電子申請により申請情報を登録してください。登録後、必要な書類を宗像市契約検査課に郵送してください。窓口での受付審査は行いません。

●郵送期間について

令和7年6月2日(月)～ 令和7年6月30日(月)【当日消印有効】

注1:書類は郵送による提出とします。(窓口での提出不可)

注2:郵送による提出を基本としますが、以下のいずれにも該当するものに限り、次の日時で電子申請及び書類の提出も可能です。

- 1 宗像市内の事業所を契約先とする事業者(市内の事業者)
- 2 電子申請を行える環境がない事業者

日時:令和7年7月7日(月)午後1時～午後5時

令和7年7月8日(火)午前9時～正午

場所:宗像市役所本館 201 会議室

※事前予約が必要です。

※6月30日(月)午後4時までに問い合わせ先へ電話でご予約ください。

5 郵送先

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号 宗像市役所 契約検査課

※封筒の表面に、「資格審査資料在中・コンサル受付番号〇番」と明記してください。

※変更届等、他の書類を同封しないでください。

書類が到着したかの個別の問い合わせには応じられません。必ず配達記録の残るもの(郵便局による一般書留, 簡易書留又は総務省の認可を受けた民間事業者が行う書留サービスが付加された信書便その他配達記録が残る信書便)でお送りください。

6 審査結果の通知

審査結果は、9月初旬に宗像市ホームページで公表します。※審査結果の個別の通知は行いません。

入札参加資格者として認定しない場合は、別途郵送にて通知いたします。

Ⅲ 提出書類の作成要領

申請は、1法人につき1回に限ります。支店及び事業部門間で事前に確認し、二重登録とならないように注意してください。

- 1 電子申請手続後に送信される「【宗像市申請受付システム】申請完了通知」のメールの写し
標記メールの写しを提出してください。

2 印鑑証明書(写し)

申請日前 3か月以内に発行されたものに限りです。

3 営業に関し、法律上必要とする登録証、通知書の写し、あるいは証明書(写し)

証明書の場合、申請日前 3か月以内に発行されたものに限りです。

※更新手続き中のものは、更新手続き中であることを確認できる書類を添付すること。

4 現況報告書(写し)

建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントは、各登録規程の第7条に規定する現況報告書の写し(国土交通省地方整備局の受付印があるもの)を提出してください。提出できない場合は申請できません。

5 登記簿謄本(写し)又は身元(身分)証明書(写し)

(1)法人の場合、登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書可)を提出すること。

(2)個人の場合、本籍地の市町村で発行された身元(身分)証明書を提出すること(免許証等不可)。
それぞれ申請日前 3 か月以内に発行されたものに限ります。

6 使用印鑑届(様式2)

本市との契約等に使用する印鑑を押印してください。使用する印鑑は実印でなくても差し支えありません。

(1)法人の場合、できるだけ商号、役職名が含まれた代表者の印鑑(丸印)を使用印鑑とすること。また、本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、できるだけ商号、役職名が含まれた支店長等の印を使用印鑑とすること。

(2)個人の場合、代表者の印鑑を使用印鑑とすること。

※いずれの場合も、会社印(角印)は使用できません。

7 技術者経歴書

「氏名」、「最終学歴・専攻」、「法令による免許・取得年月日」、「実務経歴」、「実務経験年数」等の内容の書面を事前の電子申請で添付してください(国等で使用する様式等の写しで可)。

8 財務諸表(写し)又は令和6年分所得税青色申告決算書又は収支内訳書(写し)

(1) 法人の場合、貸借対照表及び損益計算書の写し(直前の事業年度の決算のもの)を提出すること。

※登録業種が建設コンサルタント、地質調査又は補償コンサルタントのいずれかである場合は提出不要。

(2) 個人経営の場合、令和6年分所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写しを提出すること(確定申告書の写しは必要ありません)。

※登録業種が建設コンサルタント、地質調査又は補償コンサルタントのいずれかである場合は提出不要。

9 滞納(未納)税額のないことの証明書等(写し)

以下の証明書は、いずれも申請日前 3 か月以内に発行されたものに限ります。

(1)国税

法人税(個人経営は所得税)、消費税及び地方消費税に未納税額のない証明書。

管轄の税務署発行で、法人は「納税証明書その3の3」、個人経営は「納税証明書その3の2」を提出すること。

(2)市町村税

① 法人の場合、契約先となる事業所所在地における本社名義の市町村税について、「滞納(未納)税額のないことの証明書」を提出すること。

(例)本店→東京都 契約事業所→福岡支店(福岡市)

【契約事業所】「ABC(株)福岡支店」の場合

○福岡市において「ABC(株)」という本社名義の証明書を取得

② 個人経営の場合、代表者の住所地における代表者個人の市町村税について、「滞納(未納)税額のないことの証明書」を提出すること。

※当該市町村が「滞納(未納)税額のないことの証明書」を発行していない場合に限り、課税されている税目の納税証明書(直近2か年度分)を提出すること。

※宗像市の証明書を取得する場合は、参考様式に示す「証明願(兼証明書)」の様式により証明を取得し提出すること。

(例) 代表者の居住地が北九州市の場合、北九州市の滞納(未納)税額がないことの証明書等

(3)代表者(委任する場合は受任者)個人の市町村税

本市に本店、支店又は営業所を有する者のうち、当該事業所を本市との契約先とする場合のみ提出すること。

代表者(委任する場合は受任者)個人の住所地の市町村税の「滞納(未納)税額のないことの証明書」を提出すること。

※当該市町村が「滞納(未納)税額のないことの証明書」を発行していない場合に限り、課税されている税目の納税証明書(直近2か年度分)を提出すること。

※個人経営の場合で、宗像市内に居住する者については、(3)は提出不要。

(例) 代表者の居住地が北九州市の場合、北九州市の滞納(未納)税額がないことの証明書等

10 委任状(様式4)

本市との契約締結等の権限を代表者以外(支店・本店別部署等)に委任する場合は、提出してください。

委任状(様式4)の委任事項を一括して委任するため、委任先となる支店等を決める際は、法律等により必要である資格等の有無を十分確認してください。

委任者の印は代表者印(実印)を、受任者の印は「使用印鑑届(様式2)」にて届け出るものと同一のものを押印してください。

11 誓約書(様式5)

提出者は、法人の場合は代表者、個人の場合は事業主に限ります。

委任先の支店等で登録する場合でも、法人の代表者が提出してください。

12 役員等名簿提出要否に係る調書(様式6)

福岡県の競争入札参加資格(令和8年4月30日まで)の認定についての調書です。

福岡県の競争入札参加資格者名簿に登載がない場合のみ、調書下部の役員等名簿に記入してください。

(法人の場合)登記簿謄本に記載されている役員(監査役を除く)を記入してください。

また、委任する場合は、受任者(支社長・支店長など)も記入してください。

(個人の場合)事業主とその他の事実上経営に参画している者を記入してください。

13 測量等実績調書

直前2年間の主な完成業務及び同期間に着手した主な未完成業務について記載してください(直前2年間とは申請日から数えて2年間とします)。主な完成(見込)業務について、「発注者」、「元請・下請の別」、「件名」、「測量等対象の規模等」、「履行場所」、「受注金額」、「着手、完成(予定)年月日」等の内容の書面を事前の電子申請で添付してください(国等で使用する様式等の写しで可)。

14 宗像市内事業所調書(様式9)

本市に本店、支店又は営業所を有する者のうち、当該事業所を本市との契約先とする場合のみ、指定様式により提出してください。

15 「宗像市入札参加資格審査」申請書類チェックリスト兼不備書類連絡票(測量・建設コンサルタント等)

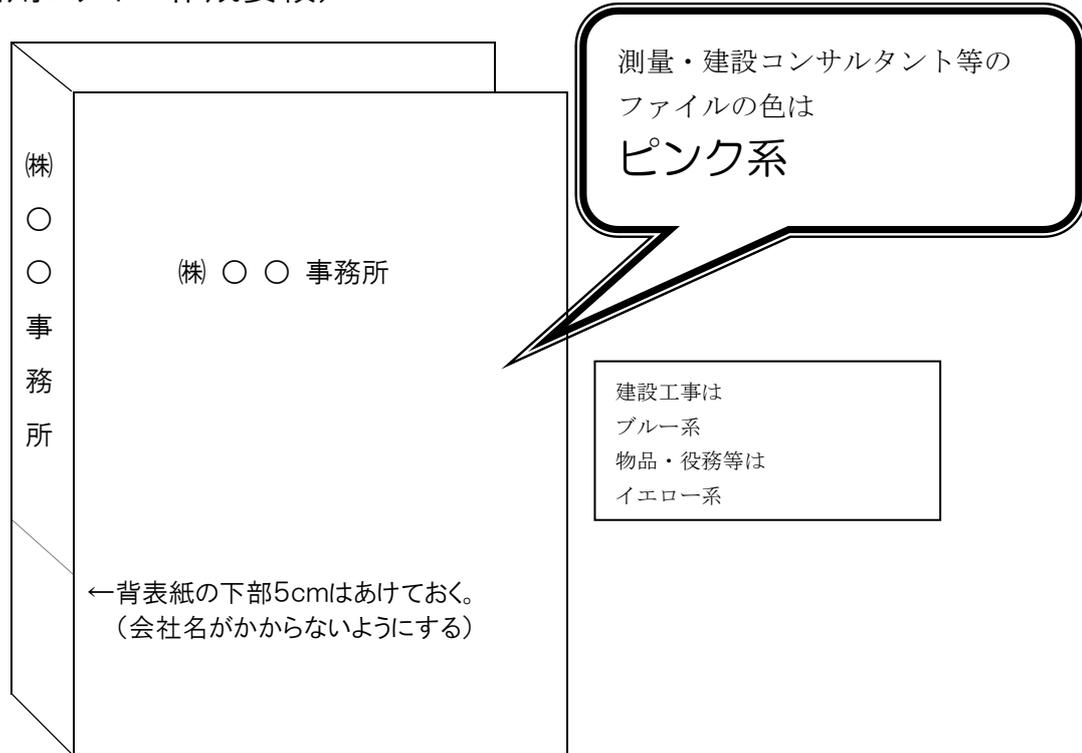
会社名、担当者名、担当者連絡先(TEL/FAX)を記入してください。また、提出する書類について、要否欄中の○や△の右横に「レ」印を付してください。

IV 作成にあたっての注意事項ほか

- 1 印鑑証明書、登記簿謄本、身元(身分)証明書又は滞納(未納)税額のないことの証明書は、申請日前3か月以内に発行されたものであること。
- 2 写しの書類は、鮮明なものであること。
- 3 中小企業協同組合法に基づく事業協同組合の場合は、次の書類(写し可)も提出すること。
 - ①官公需適格組合証明書(証明を受けている場合に限る)
 - ②組合員名簿
 - ③組合定款
- 4 事業者の業態・事業内容によって、別途追加資料が必要となる場合があります。
- 5 提出書類は、「宗像市一般(指名)競争入札参加資格審査申請書類一覧表(P1～2)」の番号順にファイル(A4サイズ)にとじて提出すること。ただし、役員等名簿提出要否に係る調書、宗像市内事業所調書、「宗像市入札参加資格審査」申請書類チェックリスト兼不備書類連絡票(測量・建設コンサルタント等)はとじこまないこと。また、P2の説明のとおり、2箇所¹に穿孔をしておくこと。
- 6 申請書類提出後、記載事項に変更が生じた場合は直ちに、変更届に必要な書類を添付のうえ提出すること。その際、変更届の枠外に、「令和7・8・9年度宗像市一般(指名)競争入札参加資格審査申請中」と赤字で記入すること。
※変更届の添付書類については、ホームページを参照すること。
■有資格者業者認定後は、登録業種及び契約先事業所の変更は認めない。

※宗像市暴力団等追放推進条例に基づき、提出書類に含まれる個人情報については、福岡県警察に照会をします。

(提出用ファイル作成要領)



- 提出書類は、「宗像市一般(指名)競争入札参加資格審査申請書類一覧表(P1~2)」の番号順に A4 ファイルにとして提出すること。
- ファイルの表紙及び背表紙に会社名を記入すること。
- ファイルの色はピンク系とすること。
- ファイルは紙製で金属を使用していないものとする。
(例 KOKUYO フ-V10、ナカバヤシフ-F-J80、プラス NO.021N 等)

別表 1

登録業種別分類表（測量・建設コンサルタント等）

業種コード	業種	業種細目コード	業種細目
01	測量	001	測量一般
		002	地図の調整
		003	航空測量
		004	土地家屋調査士
02	建築関係建設コンサルタント業務	001	建築一般
		002	意匠
		003	構造
		004	暖冷房
		005	衛生
		006	電気
		007	建築積算
		008	機械積算
		009	電気積算
		010	工事監理(建築)
		011	工事監理(電気)
		012	工事監理(機械)
		013	調査
		014	耐震診断
		015	地区計画及び地域計画
03	土木関係建設コンサルタント業務 (次ページに5細目の続き有)	001	建設コンサルタント河川・砂防及び海岸・海洋
		002	建設コンサルタント港湾及び空港
		003	建設コンサルタント電力土木
		004	建設コンサルタント道路
		005	建設コンサルタント鉄道
		006	建設コンサルタント上水道及び工業用水道
		007	建設コンサルタント下水道
		008	建設コンサルタント農業土木
		009	建設コンサルタント森林土木
		010	建設コンサルタント水産土木
		011	建設コンサルタント造園
		012	建設コンサルタント都市計画及び地方計画
		013	建設コンサルタント地質
		014	建設コンサルタント土質及び基礎
		015	建設コンサルタント鋼構造及びコンクリート
		016	建設コンサルタントトンネル
		017	建設コンサルタント施工計画・施工設備及び積算
		018	建設コンサルタント建設環境
		019	建設コンサルタント機械
		020	建設コンサルタント電気電子
		021	建設コンサルタント廃棄物
		022	交通量調査
		023	環境調査
		024	経済調査
		025	分析・解析

業種コード	業種	業種細目コード	業種細目
		026	宅地造成
		027	電算関係
		028	計算業務
		029	資料等整理
		030	施工管理
04	地質調査	001	地質調査
05	補償関係コンサルタント業務	001	補償コンサルタント土地調査
		002	補償コンサルタント土地評価
		003	補償コンサルタント物件
		004	補償コンサルタント機械工作物
		005	補償コンサルタント営業補償・特殊補償
		006	補償コンサルタント事業損失
		007	補償コンサルタント補償関連
		008	不動産鑑定
		009	登記手続き等
		010	補償コンサルタント総合補償
06	計量証明	001	計量証明振動加速度レベル
		002	計量証明濃度
		003	計量証明音圧レベル
		004	特定濃度
07	下水道管渠調査	001	下水道管渠調査
08	作業環境測定	001	作業環境測定
09	気象予報	001	気象予報
10	その他	001	漏水調査

※注1 P4の「Ⅲ4 現況報告書(写し)」が必要となるもの

①P9の土木関係建設コンサルタント業務中、業種細目コード001～021

②P10の地質調査中、業種細目コード001

③P10の補償関係コンサルタント業務中、業種細目コード001～007及び010

※注2 P5の「Ⅲ8 財務諸表(写し)又は令和6年分所得税青色申告決算書又は収支内訳書(写し)」について、上記注1中の①～③のいずれかの業種細目コードが第一希望業種である場合は提出不要

※注3

「競争入札参加資格申請受付システム」の入力上の注意

宗像市では、登録できる業種は1つのみです。希望業種に属する業種細目については、複数選択することができます。システム中、「個別情報登録」画面の下記項目について、登録を希望する業種を選択してください。

■「登録の有無」：営業に関し、法律上必要となる登録についての有無

■「希望の有無」：宗像市一般(指名)入札参加資格について認定の希望の有無(上記、登録が必要とされる業種細目である場合には、登録が有る場合のみに限る)

■「実績の有無」：他自治体等における実績の有無

別表2

滞納(未納)税額のないことの証明書等の提出について

対象となる税	証明書の内容	発行機関	その他
(1) 国税	<ul style="list-style-type: none"> 法人は「納税証明書その3の3」 個人は「納税証明書その3の2」 <p>※「納税証明書その3」でも可</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管轄の税務署 宗像市の管轄は「香椎税務署」です。(時間:8時30分~17時、Tel:092-661-1031(代表)) 	<ul style="list-style-type: none"> 1か年の証明 400円 (現金又は収入印紙) 納税証明書を請求する際に必要なものについては、管轄の税務署に確認すること。
(2) 市町村税 ※契約先となる事業所所在地(個人経営の場合は代表者個人)における本社名義の市町村税	<ul style="list-style-type: none"> 申請者について、次のいずれか1つの証明書 ①市町村税に滞納(未納)のない証明書 ②市町村税が課税されていないことの証明書 <p>※当該市町村が「滞納(未納)税額のないことの証明書」等を発行していない場合は、課税されている税目の納税証明書(直近2か年度分)を提出すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 契約先となる事業所の所在地である市区町村役場。 宗像市内の事業所については、市税の滞納がないこと等についての証明書の発行を、参考様式に示す「証明願(兼証明書)」により「宗像市役所市民課」(Tel.0940-36-1126)に申請すること。 <p>(例)本店→東京都、契約事業所→福岡支店(福岡市) 【契約事業所】「ABC(株)福岡支店」の場合は、福岡市において「ABC(株)」という本社名義の証明書を取得(支店名は不要)</p>	<p>《宗像市の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 手数料1通 300円 ➤ 法人の証明について 代表者が申請する場合は、本人確認ができるもの(免許証等と代表者であることが確認できるもの(登記簿謄本の写し等))が必要。 代表者以外が申請する場合は、委任状もしくは代表者印(会社印を含む)、本人確認ができるもの(免許証等)が必要。 ➤ 個人の証明について 本人が申請する場合は、本人確認ができるもの(免許証等)が必要。 代理人が申請する場合は、委任状と本人確認ができるもの(免許証等)が必要。 ➤ 郵送による請求も可。詳しくは宗像市ホームページを参照のこと。
(3) 代表者個人の市町村税 ※委任の場合は、受任者個人の市町村税	<ul style="list-style-type: none"> 代表者(委任の場合は受任者)個人の住所地の市町村税について、次のいずれか1つの証明書 ①市町村税に滞納(未納)のない証明書 ②市町村税が課税されていないことの証明書 <p>※当該市町村が「滞納(未納)税額のないことの証明書」等を発行していない場合は、課税されている税目の納税証明書(直近2か年度分)を提出すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 代表者(委任の場合は受任者)個人が居住する市区町村役場。 <p>(例)代表者の居住地が北九州市の場合は、北九州市の滞納(未納)税額がないことの証明書等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 郵送による請求も可。詳しくは宗像市ホームページを参照のこと。

※ 証明書は申請日前3か月以内に発行されたものに限る。

※ 宗像市内事業所を契約先とする個人事業者で、宗像市内居住者の場合、「(2)市町村税」において宗像市税の滞納がないことの証明書等を提出するので「(3)代表者個人の市町村税」に関する書類の提出は不要。

※ (2)、(3)について、東京都特別区の場合は都税の証明書を添付すること。

※ 発行手続きの詳細については、事前に各発行機関にお問い合わせください。